

西都市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年3月

西都市安全教育連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「西都市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 安全教育連絡協議会の設置

利用者の声を直接反映させるため、学校、地域づくり協議会、道路管理者、警察等、緊急合同点検時の体制を継承したメンバーで構成する「西都市安全教育連絡協議会」を設置しました。本プログラムはこの協議会で実施した点検結果や対策内容等を西都市全体計画として、検討し策定したものです。

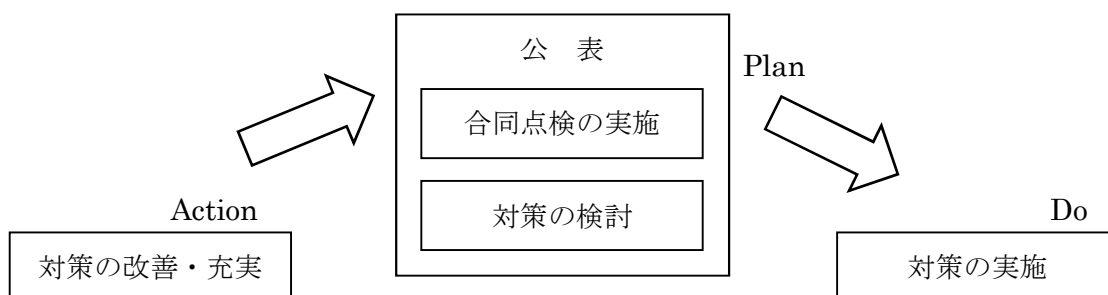
3. 取組方針

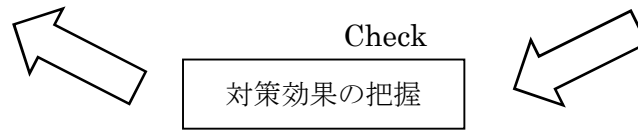
(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年、市内全小・中学校に対して通学路危険箇所の抽出及び合同点検要請の有無を依頼します。要請のあった小学校区毎に危険箇所の合同点検を行うとともに、対策実施後の効果把握、対策改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】





(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

原則として、毎年、合同点検の要請のあった市内の小・中学校について合同点検を実施します。

○合同点検の体制

小学校区毎に、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所毎に歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・各学校が毎年抽出する危険箇所数の変遷
- ・地域住民へのアンケートの実施

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校区毎の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

